

❖ 自己資本比率規制

自己資本比率規制とは、金融機関の直面するリスクをより精緻に評価すると同時に、金融機関のリスク管理能力向上を金融機関に求めるものです。

日米主要国の中央銀行や銀行監督機関で構成する国際決済銀行 (BIS) のバーゼル銀行監督委員会は、自己資本の充実を通じて金融システムの安定化を図ることを目的として、国際業務を行う民間銀行が確保すべき自己資本比率の水準や算出方法を定めており、国内のみで営業を行う金融機関には金融庁告示に基づき4%以上の水準が定められております。(これをBIS規制といいます。)

BIS規制は、平成19年3月から、金融機関のリスク管理実務の進展や金融技術の高度化等を踏まえ、リスクをより精微に評価し自己資本比率へ反映するよう見直され、その後、リーマンショックの反省も踏まえ金融危機時にも金融システムの安定が図られることを目的として、自己資本の質の向上を図ることを中心とした内容を加えた新たな枠組み(バーゼルⅢ)へと見直されました。

バーゼルⅢは平成26年3月期から導入され、以下に記載した3つの柱を通じて自己資本の健全性を確保することとしております。

「第1の柱(最低所要自己資本比率)」は、自己資本比率を算定するものですが、従来の規制に比べ、信用リスク(貸倒れのリスク)の計測の精緻化に加え、オペレーショナル・リスク(事務事故や不正行為等により金融機関が損失を被るリスク)の計測が新たに加えられ、リスクの計測をより精緻化するものです。

「第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)」は、金融機関自身が「第1の柱」の対象となっていないリスクも含めて適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持すること、また、金融当局の検証・評価を受けるものです。

具体的には、「銀行勘定の金利リスク」や「信用集中リスク」等が対象となります。

「第3の柱(市場規律)」は、「第1の柱」と「第2の柱」の内容を情報開示することで、皆様に当金庫の健全性等を評価していただくものです。

❖ 定性的な開示事項

■ 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本につきましては、地域のお客様による普通出資金にて調達しております。

■ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

■ 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「貸付事務取扱規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定を実施しております。

また、大口与信先に対する与信比率・業種比率・保全状況・対前年比等の検証も毎月実施しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、ALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、本部役員会といった経営陣に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「債権資産自己査定基準」及び「資産償却および引当金計上に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) 信用リスクの算出に使用する手法の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

(3) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ①株式会社格付投資情報センター (R&I) ②株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ④S&Pグローバル・レーティング (S&P) ⑤フィッチレーティングス (Fitch)

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。

したがって、担保または保証に過度に依存しない融資推進に取り組んでおります。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「貸付事務取扱規程」及び「担保評価要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「貸付事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として一般社団法人しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、一般社団法人しんきん保証基金は金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫における証券化取引の役割としては、投資家並びにオリジネーターがあります。

投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに必要に応じて、ALM委員会、本部役員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。

また、証券化取引への投資は、有価証券にかかる取引方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

なお、オリジネーター業務の取扱いについては、当金庫は行っておりません。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しております。

なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

①株式会社格付投資情報センター (R&I) ②株式会社日本格付研究所 (JCR)

③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

④S&Pグローバル・レーティング (S&P) ⑤フィッチレーティングス (Fitch)

■オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定め、確実にリスクを認識し、評価しております。リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらのリスクに関しましては、ALM委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による理事会等において、報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

■銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価によりリスクを把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会、本部役員会に諮り投資の継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規定」及び「有価証券運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用規定」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の時価算定基準」、「有価証券等自己査定基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議・検討をするとともに、必要に応じて経営陣に報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

なお、当金庫は金利リスクに対するヘッジ会計上の取扱いはございません。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII並びにこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- | | |
|---|---|
| ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 | 2.5年 |
| ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 | 5.0年 |
| ③流動性預金への満期の割当て方法及びその前提 | 金融庁が定める保守的な前提 |
| ④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提 | 考慮しておりません |
| ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提 | 通貨別に算出した金利リスクの正值のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。 |
| ⑥スプレッドに関する前提 | 各通貨の金利変動幅を金利ショックとし、割引金利間の相関は考慮しておりません。 |
| ⑦内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提 | 該当事項はございません。 |
| ⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明 | 該当事項はございません。 |



✦ 定量的な開示事項

I. 単体における事業年度の開示事項

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	6,697	7,021
うち、出資金及び資本剰余金の額	372	374
うち、利益剰余金の額	6,339	6,662
うち、外部流出予定額(△)	14	14
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	319	126
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	319	126
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,016	7,148
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	45	35
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	45	35
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	181	226
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	227	262
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	6,789	6,885
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	67,556	67,840
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△360	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△360	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3,252	3,352
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	70,808	71,193
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.58%	9.67%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	リスク・アセット		所要自己資本額	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計	67,568	67,840	2,702	2,713
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	66,745	67,577	2,669	2,703
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,948	5,339	237	213
法人等向け	12,656	13,918	506	556
中小企業等向け及び個人向け	8,007	7,785	320	311
抵当権付住宅ローン	1,198	955	47	38
不動産取得等事業向け	27,892	29,367	1,115	1,174
3か月以上延滞等	39	15	1	0
取立未済手形	2	5	0	0
信用保証協会等による保証付	1,009	997	40	39
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	25	23	1	0
出資等のエクスポージャー	25	23	1	0
重要な出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	9,964	9,168	398	366
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	8,577	7,916	343	316
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	470	670	18	26
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	557	581	22	23
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	360	—	14	—
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化				
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,183	263	47	10
ルック・スルー方式	1,183	263	47	10
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 360	—	△ 14	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,252	3,352	130	134
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	70,820	71,193	2,832	2,847

(注) 1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3.「ソブリン」とは、我が国の中央政府及び中央銀行、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府及び中央銀行、外国の中央政府等以外の公共部門(当該国内においてはソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行等のことです。

4.「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」(国際決済銀行等を除く)、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5.当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算出方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

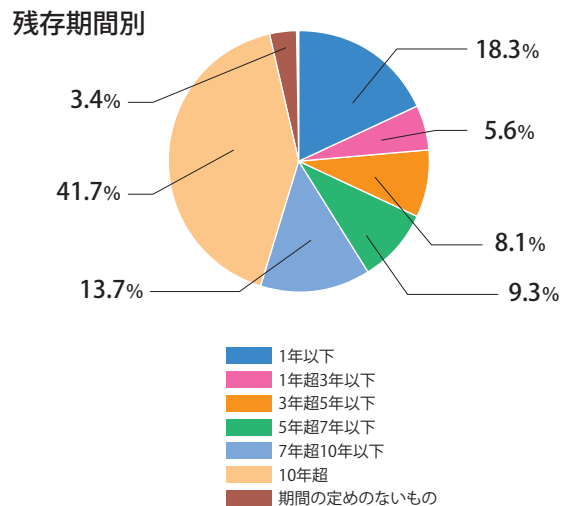
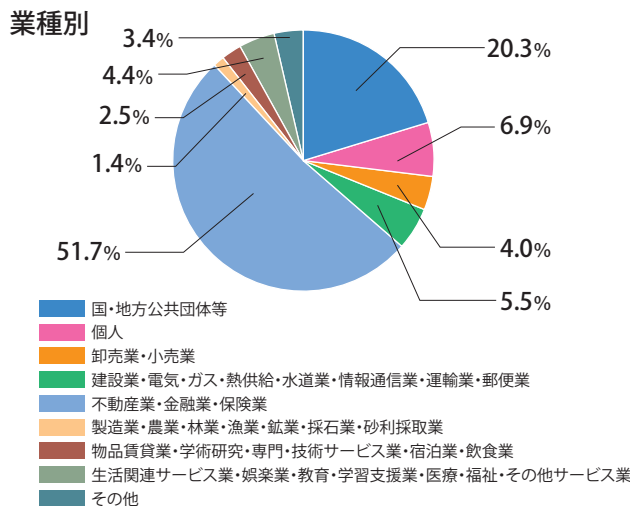
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈業種別及び残存期間別〉

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー		信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		そ の 他		3か月以上延滞 エクスポージャー	
			令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度
			令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度
国 内	148,413	154,220	84,538	85,996	30,104	32,225	33,668	35,896	101	101		
製 造 業	1,006	1,069	1,003	1,069	—	—	—	—	3	—		
農 業・林 業・漁 業	799	867	799	867	—	—	—	—	—	—		
鉱業・採石業・砂利採取業	124	136	124	136	—	—	—	—	—	—		
建 設 業	4,410	5,599	4,405	5,474	—	100	—	0	4	24		
電気・ガス・熱供給・水道業	1,362	1,659	58	55	1,304	1,603	—	—	—	—		
情 報 通 信 業	213	208	112	86	100	100	—	—	—	21		
運 輸 業・郵 便 業	979	991	818	798	161	193	—	—	—	—		
卸 売 業・小 売 業	6,555	6,129	6,555	6,129	—	—	—	—	—	—		
金 融 業・保 険 業	37,982	39,430	2,494	2,249	6,430	6,422	29,057	30,758	—	—		
不 動 産 業	38,598	39,846	38,597	39,845	—	—	0	0	—	—		
物 品 賃 貸 業	480	609	480	609	—	—	—	—	—	—		
学術研究・専門・技術サービス業	554	656	554	656	—	—	—	—	—	—		
宿 泊 業	111	103	111	103	—	—	—	—	—	—		
飲 食 業	2,298	2,411	2,298	2,411	—	—	—	—	—	—		
生活関連サービス業・娯楽業	638	686	638	686	—	—	—	—	—	—		
教 育・学 習 支 援 業	5	9	5	9	—	—	—	—	—	—		
医 療・福 祉	3,469	3,439	3,469	3,439	—	—	—	—	—	—		
その 他 サービス業	2,690	2,628	2,658	2,623	—	—	—	—	32	5		
国・地方公共団体等	30,397	31,177	8,303	7,385	22,094	23,792	—	—	—	—		
個 人	10,374	10,518	10,340	10,504	—	—	—	—	33	14		
そ の 他	4,617	5,144	—	—	13	13	4,604	5,131	—	—		
業 種 別 合 計	147,670	153,325	83,830	85,143	30,104	32,225	33,662	35,891	73	65		
1 年 以 下	29,471	0	8,804	9,535	508	1,686	20,158	16,858				
1 年 超 3 年 以 下	15,780	8,564	2,983	2,802	4,796	3,762	8,000	2,000				
3 年 超 5 年 以 下	5,508	12,352	4,046	3,997	1,461	854	—	7,500				
5 年 超 7 年 以 下	6,424	14,190	4,736	8,339	1,688	5,551	—	300				
7 年 超 10 年 以 下	22,001	20,938	13,029	8,555	8,672	8,283	300	4,100				
10 年 超	63,767	63,953	50,204	51,880	12,963	12,073	600	—				
期間の定めのないもの	4,715	5,244	98	98	13	13	4,603	5,132				
残 存 期 間 別 合 計	147,670	153,325	83,903	85,209	30,104	32,225	33,662	35,891				

(注) 1.「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 2.上記の「その他」とは、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、その他資産(預け金、出資金等)が含まれます。
 3.CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 4.業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて区分しております。

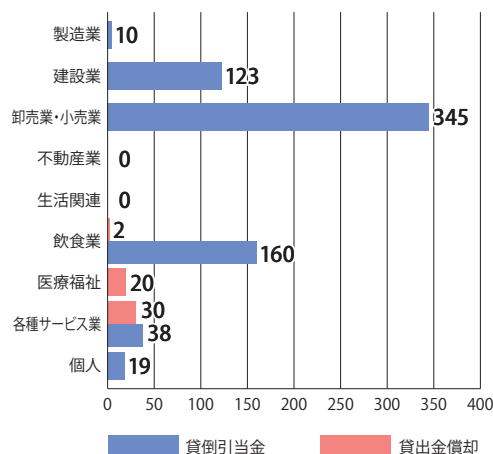


ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

31ページ参照

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

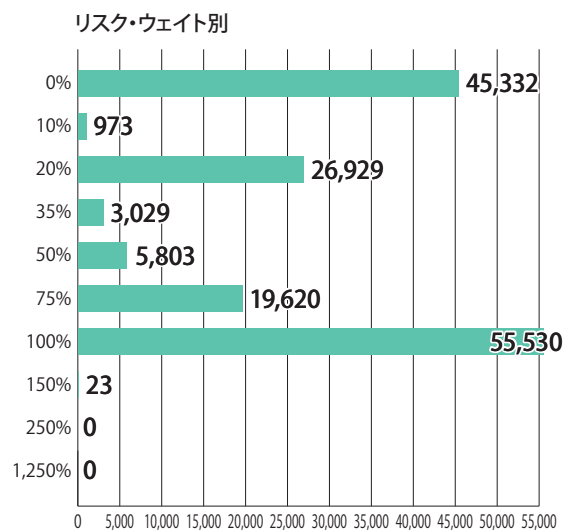
令和4年度	(単位:百万円)		令和5年度	(単位:百万円)	
	貸倒引当金 期末残高	貸出金 償却		貸倒引当金 期末残高	貸出金 償却
製造業	10	—	製造業	10	—
建設業	46	—	建設業	123	—
卸売業・小売業	211	—	卸売業・小売業	345	—
不動産業	—	—	不動産業	—	—
生活関連サービス・娯楽業	—	—	生活関連サービス・娯楽業	—	—
飲食業	109	—	飲食業	160	2
医療福祉	20	—	医療福祉	—	20
各種サービス業	49	—	各種サービス業	38	30
個人	20	—	個人	19	—
合計	465	—	合計	695	52



(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	エクスポージャーの額 (単位:百万円)			
	格付有り		格付無し	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
0%	—	—	40,671	45,332
10%	—	—	849	973
20%	1,603	1,606	26,957	25,323
35%	657	646	2,790	2,382
50%	—	—	6,876	5,803
75%	—	—	19,173	19,620
100%	—	—	53,169	55,530
150%	—	—	25	23
250%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
合計	2,260	2,252	150,513	154,989



(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

ポートフォリオ	信用リスク 削減手法	(単位:百万円)					
		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		219	202	12,478	13,104	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	473	—	673	—
合 計	473	—	673	—

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
売 却 益	42	10
売 却 損	0	100
償 却	—	—

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	—	—

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	5,572	4,500
マンドート方式を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1:金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
1	上方パラレルシフト	2,828	3,355	—	—
2	下方パラレルシフト			362	271
3	ス テ ィ ー プ 化	2,450	2,974		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇	—	—		
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	2,828	3,355	362	271
8	自 己 資 本 の 額	令和4年度 6,789		令和5年度 6,885	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示項目」の項目に記載しております。

II. 連結会計年度の開示事項

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	6,697	7,021
うち、出資金及び資本剰余金の額	372	374
うち、利益剰余金の額	6,339	6,662
うち、外部流出予定額(△)	14	14
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	319	126
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	319	126
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,016	7,148
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	45	35
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	45	35
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	181	226
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	227	262
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	6,789	6,886
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	67,545	67,829
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△360	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△360	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,252	3,352
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	70,797	71,182
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ) / (ニ))	9.58%	9.67%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

■当金庫の連結決算対象子会社

当金庫の連結決算対象子会社は、100%出資により平成13年5月に設立した「きたしんビジネスサービス」1社がありますが、同子会社は当信用金庫の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、経常収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は下記のとおりであります。

下記算式において、当金庫と子会社間の債権債務及び相互の取引による収益・費用は相殺消去しておりません。

$$\text{資産基準} = \frac{\text{子会社の総資産額の合計額}}{\text{当金庫の総資産額}} = \frac{13\text{百万円}}{155,930\text{百万円}} \times 100 = 0.00\%$$

$$\text{経常収益基準} = \frac{\text{子会社の経常収益の合計額}}{\text{当金庫の経常収益}} = \frac{58\text{百万円}}{1,985\text{百万円}} \times 100 = 2.97\%$$

$$\text{利益基準} = \frac{\text{子会社の当期利益の額のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の当期純利益}} = \frac{0\text{百万円}}{273\text{百万円}} \times 100 = 0.00\%$$

$$\text{利益剰余金基準} = \frac{\text{子会社の利益剰余金のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の利益剰余金}} = \frac{0\text{百万円}}{389\text{百万円}} \times 100 = 0.02\%$$

上記により連結自己資本比率における、以下の事項に関しては記載しておりません。

■自己資本の充実度に関する事項**■信用リスクに関する事項** (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)**■信用リスク削減手法に関する事項****■証券化エクスポージャーに関する事項****■出資等エクスポージャーに関する事項****■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項****■金利リスクに関する事項****■その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額**

該当ございません。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。